

諫早市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年4月3日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	森		和明

令和5年度定期監査（後期：1月～2月実施分）結果報告

1 監査の対象

経済交流部：企業誘致課、文化振興課、美術・歴史館、スポーツ振興課

上下水道局：経営管理課

教育委員会：生涯学習課（公民館、少年センター、修習館含む）、図書館（視聴覚ライブラリー含む）

※監査の対象年度：令和4年度

2 監査の期間

令和6年1月5日（金）から令和6年2月9日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。

なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【経済交流部 文化振興課】

- 契約事務について改善を求めるもの

【指導事項】

契約事務に関し、次の事例が見受けられた。

- ① 諫早市契約規則第23条によると、落札者が決定したときは、直ちに入札者に落札決定の通知をしなければならない。落札決定の通知をした日から7日以内に契約を締結しなければならないと規定されているが、業務委託における契約締結が遅延している事例。

- ② 諫早市事務決裁規程別表第2の4「契約の手続に関する事項」(5) 検査の命令及び(7) 検査の復命によると、工事以外の契約で契約金額が500万円以上の検査の命令及び復命の専決者は部長と規定されているが、検査の命令及び復命の決裁が専決者まで受けられていない事例。

については、契約事務について規則等に基づき適正に行われたい。

- 支払事務について改善を求めるもの

【指導事項】

令和4年度諫早文化会館の管理に関する協定書によると、指定管理料の支払期限を定めており、第2期の指定管理料の支払期限は令和4年7月末日と定められているが、8月に支払われている事例が見受けられた。

については、支払事務について協定書に基づき適切に行われたい。

【教育委員会 生涯学習課】

- 徴収事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市会計規則第14条第2項によると納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別の定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものとする規定されているが、公民館電気料等実費徴収金の納入期限が調定の日から20日を超えた任意の日に設定されており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 国、県補助金等の申請事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市事務決裁規程別表第2の3「予算の執行に関する事項」(2) 国、県補助金等の申請によると、建設事業以外のものの専決者は部長と規定されているが、決裁が専決者まで受けられていない事例が見受けられた。

については、国、県補助金等の申請事務について規程に基づき適正に行われたい。

- 徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市月の港会館条例第9条によると、使用者は使用料を使用の許可を受け

た際に納入しなければならないと規定されているが、月の港会館の使用料が使用日以降に納入されている事例が見受けられた。

については、使用料の徴収事務について条例に基づき適正に行われたい。

- 公民館等の施設の管理について改善を求めるもの

【指導事項】

公民館等の消防用設備等点検業務において、不良の判定結果を受けた消防用設備等を一年以上措置しておらず、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、公民館等の施設管理について適切に対応されたい。

【教育委員会 図書館】

- 徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第14条第2項によると納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものとする規定されているが、たらみ図書館電気料等実費徴収金の納入期限が調定の日から20日を超えた任意の日を設定されている事例が見受けられた。

については、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 収納金の払込事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第17条第3項によると、現金を収納したときは、別に定めるもののほか、当日中に払込書に当該現金を添えて、収納金融機関に払い込まなければならない。ただし、当日中の払込みが困難である場合は、収納の日の翌日(その日が収納金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日)に払い込むことができると規定されているが、コピー使用料の払い込みが遅延しており、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、収納金の払込事務について規則に基づき適正に行われたい。